

事務連絡  
令和 6 年 1 1 月 1 1 日

各課等の長 様

人事課長

刈払機（草刈機）使用時の安全管理の徹底について（通知）

日頃、各課では職務上の安全衛生管理の徹底及び公務災害等の防止に配慮いただいていることと思います。

今年度は更なる公務上の事故防止を図るため、本年 7 月 1 2 日付けで「負傷事故が発生した場合の要因整理及び分析」等について通知するとともに、8 月 9 日には「現場作業手順書等（作業マニュアル）の作成・更新」等について通知したところです。

各課の施設管理等における刈払機による草刈作業では、その実施に当たって十分注意して行っていることと思いますが、本年 9 月には、刈払機を使用した草刈作業において、周囲に対する安全対策が不十分であったため、刈払機により飛ばされた小石が駐車中の車両に当たり、リアガラス等を損傷させる物損事故がありました。

本件は、負傷事故ではありませんでしたが、リアガラスが損壊する程であったことから、人に当たってしまった場合は、重大な負傷事故につながる可能性があります。

については、刈払機による草刈作業を行う場合は、改めて次のとおり徹底してください。

- 1 刈払機で草刈作業を行う職員は、人事課で実施している刈払機取扱安全衛生教育を受講してから作業を行うこと。
- 2 作業開始前に、必ず現場作業手順書等（作業マニュアル）を確認してから行うこと。  
※ 他の現場作業でも同様に、作業前に必ず現場作業手順書等（作業マニュアル）を確認してください。
- 3 刈払機の使用では特に次のとおりとすること。
  - ・作業前に石や枝、硬い異物などを撤去する。
  - ・1 5 m 以内に、人、民家又は車両等がないか確認を行い、必要に応じて

防護ネットを張るなどの対策をする。

- ・作業中は1.5 m以内に人の通行等がないか、確認しながら作業を行う。
- ・ヘルメット、保護メガネ、手袋など適切な服装及び装備を着用する。

事務担当は、人事課給与厚生担当（内線 2552、2553）です。